

武蔵野市介護老人福祉施設入所指針

1. 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）について、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 7 条に規定する「入退所」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 14 年 8 月 7 日厚生労働省令第 104 号）に基づくものである。介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 21 項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 条）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降の施設への入所が原則要介護 3 以上の方に限定されることとなった。

武蔵野市として施設の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所の対象となる者

入所の対象となる者は、原則として要介護 3～5 と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3. 入所の申し込み及び取り下げ

（1）申込方法

入所の申し込みは、介護老人福祉施設入所申込書兼調査票により直接施設に行く。その際、居宅の者は、直近 3 カ月分のサービス利用票及び別表の各写し・要介護認定結果の写しを添付し、それ以外の者は要介護認定結果の写しを添付して申し込む。

ただし要介護認定結果の写しは、入所申込者の同意が得られれば、施設から市に請求することができる。要介護 1 又は 2 については、施設が市に対して報告を行うとともに、特例入所対象者に該当するかどうか意見を求める（様式 4 添付）。

施設は、申込書を受理した時には、入所申込者に対して、申込受理書を交付するか、それにかわる書類を交付するものとする。

（2）入所申込者名簿の管理

申込書を受理した場合は、入所申込者名簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

（3）現況について

本人の状況（要介護度、他施設入所等）や介護者の状況が変化した場合は、施設に入所申込変更届を提出するものとする。また、施設は全入所申込者について、原則として毎年度 1 回現況について把握するよう努めるものとする。

（4）取り下げについて

入所申込者は、入所申込を辞退する場合など、入所の意思がなくなった時には、すみやかに、施設に入所申込取下げ届を提出するものとする。

4. 入所検討委員会

（1）施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

（2）検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、検討委員会には第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましい。

（3）検討委員会は、施設長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

（4）検討委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて入所の決定を行う。

（5）検討委員会は、審議の内容を議事録として 2 年間保存しなければならない。

5. 選考者名簿の調整と入所決定

(1) 調整方法

選考者名簿は、別表1（入所申込者の評価基準）に基づく評価により、上位の者から登載する。

(2) 調整時期

選考者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。ただし、要介護1又は2については、市へ意見を求めることとする（様式6）。

(3) 入所決定に際し施設の事情により勘案できる事項

別表1及び別表2により入所順位を検討するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次に掲げる個別事情を勘案して入所者の決定を行うことができる。

【入所決定に際し施設の事情により勘案できる事項】

①性別（部屋単位の男女別構成） ②ベッドの特性（認知症専用床等） ③地域性（入所後の家族関係の維持等） ④施設の専門性 ⑤その他特別に配慮しなければならない個別の事情

6. 特別な事由による入所

次に挙げる場合においては、検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

- ①災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がない場合。
- ②武蔵野市から老人福祉法に定める措置委託による場合。

7. その他の取り扱い

(1) 辞退者の取り扱い

入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は入所申込者名簿から削除することができる。

(2) 施設入所者の取り扱い

入所者が入院治療の必要が生じて医療機関に入院し、概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、別表1の評価によらず、検討委員会の審議により入所を決定することができる。

8. 個人情報の保護

施設は、入所申込者より得た個人情報については、選考者名簿の作成と入所の可否を決定するために利用するものとする。

また、施設は、入所申込者及び家族から入所申込状況の問い合わせがあった場合には、個人情報保護法を遵守し対応するものとする。

9. 適正運用

施設等は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

市は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言を行うことができる。なお、市は、必要に応じて、武蔵野市介護老人福祉施設入所指針適用施設の代表者を招集し、意見を求めることができる。

10. 指針の見直し

この指針は、原則として3年ごとに見直すこととする。ただし、その間に必要が生じた場合には、随時、見直すことができる。なお、見直しにあたっては、武蔵野市と武蔵野市介護保険施設・短期入所事業者連絡会などの関係団体で協議するものとする。

11. 適用年月日

この指針は、平成15年4月1日から適用する。

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 入所申込者の評価基準

評価項目		点数配分 (100点満点)
1	本人の状況	要介護度
		認知症の周辺症状（著しい精神症状もしくは行動上の障害。以下同じ）
2	介護の困難性	主たる介護者の状況
		調査で問題と思われる事項
3	居宅サービス等の利用状況	直近3カ月間の居宅サービスの利用率
		介護療養型医療施設・介護老人保健施設、医療機関等の入所・入院状況
4	緊急度など特別な事由	20点

※評価内容は申込時のものとし、申し込み以降に変更があった場合は、現況に合わせて評価しなおす。
 ※各項目の点数区分については別表2「各項目の配点表」を参照。

1：本人の状況

本人の状態は、「要介護度」と「認知症の周辺症状」から判断し、要介護度の得点に認知症の周辺症状の状態を加算する。要介護度は介護保険制度上、本人の状態を把握するのに最も客観的かつ公平な基準である。認知症の周辺症状の状態は、公的な調査員によって調査された要介護等認定調査の第3群及び第4群（平成21年4月以前に要介護認定申請を行った方の場合は第7群）から勘案し、項目数によって要介護度の得点に加算する。認知症の周辺症状の状態判断は難しいが、公的な調査員によって調査されたものを利用することで公平かつ客観的なものにする。

これは、介護サービスを利用するにあたっての基本的事項であるため、点数配分を30点満点とする。

2：介護の困難性

介護の困難性は、「主たる介護者の状況」から判断し、介護者の状況について5つに分類し当てはまるものを選択する。さらに、自由記載欄を設け、申請の際に状況を具体的に記載してもらい、その内容も勘案して当てはめる。

これは、介護負担の状況を勘案するもので、点数配分を25点満点とする。

3：居宅サービス等の利用状況

居宅サービスの利用状況は、「（1）直近3カ月間の居宅サービスの1カ月平均利用率」と「（2）居宅生活困難による介護療養型医療施設・介護老人保健施設、医療機関等の入所・入院状況」から判断する。居宅サービスの1カ月平均利用率は、3カ月間の利用単位を3カ月分の区分支給限度基額（単位）で割ったもので、①8割以上 ②6割以上8割未満 ③4割以上6割未満 ④2割以上4割未満 ⑤2割未満 の5段階にわけ配点する。また、3カ月以上継続して介護療養型医療施設・介護老人保健施設、医療機関等に入所・入院している場合は（1）ではなく（2）で判断する。

これは、在宅介護の状況等を勘案するもので、点数配分を25点満点とする。

4：緊急度など特別な事由

緊急度など特別な事由は、主たる介護者の急死や救急入院、住居が立ち退きを迫られている、認知症の周辺症状が激しく介護者の精神的負担が大きいなど、上記1～3の基準により画一的な点数化が困難な事由を勘案する事項として設定した。現行では申込順で緊急性の高い方・地域の方がスムーズに入所できない等の問題があり、そのような問題解消を配慮するために配点する。

これは、緊急性や特別な事由を考慮する事項であり、点数配分を20点満点とする。

別表2 各項目の配点表

1：本人の状況（～30点）

■要介護度

要介護度	配点
要介護5	20点
要介護4	20点
要介護3	15点
要介護2	10点
要介護1	5点

■認知症の周辺症状の状態による加算

要介護認定調査の第3群及び第4群（平成21年4月以前に要介護認定申請を行った方の場合は第7群）の調査（※）に基づく。	「ある」のチェックが0項目（ない）	0点
	「ある」のチェックが1～5項目	5点
	「ある」のチェックが6項目以上	10点

※第3群の調査項目とは認知機能に関わるものであり、対象となる項目は、「徘徊」「外出すると戻れない」の2項目とする。第4群の調査項目とは精神・行動障害に関わるものであり、「作話」「昼夜逆転」「大声を出す」「介護に抵抗」等であり、すべての項目を対象とする。

<評価基準>

・要介護認定調査の第3群及び第4群（平成21年4月以前に要介護認定申請を行った方の場合は第7群）において、認知症の激しい周辺症状と考えられる「徘徊」「介護に抵抗」のいずれかにチェックがある場合は「4：緊急時などの特別な事由」で配慮する。

2：介護の困難性（～25点）

■主たる介護者の状況

	主たる介護者の状況	配点
1	身寄りも介護者も全くいない。	25点
2	主たる介護者が遠方または病気で長期入院中。	25点
3	主たる介護者が高齢者・障害者または疾病があり在宅療養中。	20点
4	主たる介護者が就業しており、なおかつ育児中もしくは複数の被介護者がいる。	20点
5	主たる介護者が就業している。	15点
6	主たる介護者が育児中または複数の被介護者がいる。	15点
7	上記のどれにもあてはまらない方。	0点

※特別養護老人ホームに入所中の方は、原則として、この項目の配点から25点を減点した点数とし、その点数が0点を下回る時は0点とする。

■上記の他、調査で問題と思われる介護の困難性

（調査用記入欄を作成） → 内容による加算は「緊急度など特別な事由」で行う。

<評価基準>

- ・適用項目が複数ある場合、配点の最も高い項目を選択する。その他の適応項目を勘案すべきと判断した場合、別途記入欄に記載し「4：緊急度など特別な事由」で加算する。
- ・「身寄り」とは、2親等以内の家族・親族（父母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・孫）をいう。
- ・「介護者が遠方」とは、主たる介護者が被介護者を介護する際、移動に2時間以上かかる距離におり、介護とその往復に1日程度かかってしまうような場合をいう。
- ・「介護者が高齢者」とは、満70歳以上をいう。「介護者が障害者」とは、身体障害者手帳の所持者等をいう。
- ・「介護者が育児中」とは、小学生未満の幼児・乳幼児を養育している場合をいう。
- ・「介護者が就業している」とは、勤務形態に関わらず、概ね週20時間以上就労している場合をいう。

3：居宅サービス等の利用状況（～25点）

(1) 直近3カ月間の居宅サービスの1カ月平均利用率

居宅サービスの利用率（※1）	配点
8割以上	25点
6割以上8割未満	20点
4割以上6割未満	15点
2割以上4割未満	10点
2割未満	5点

※1 居宅サービスの利用率とは、サービス利用票別表に基づく区分支給限度基準額（単位）とサービス利用単位の割合。

直近3カ月間の居宅サービスの1カ月平均利用率 = 直近3カ月間のサービス利用単位の合計 / 3カ月分の区分支給限度基準額（単位）

算定の対象となるサービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

※2 居宅サービスの利用がなく、介護療養型医療施設・介護老人保健施設等の施設サービスを利用しているか、医療機関に入院されている場合は、上記（1）ではなく（2）で判断する。

(2) 居宅生活困難による介護療養型医療施設・介護老人保健施設、医療機関等の入所・入院状況

3カ月以上継続して、介護療養型医療施設・介護老人保健施設、医療機関等に入所・入院している方	20点
---	-----

<評価基準>

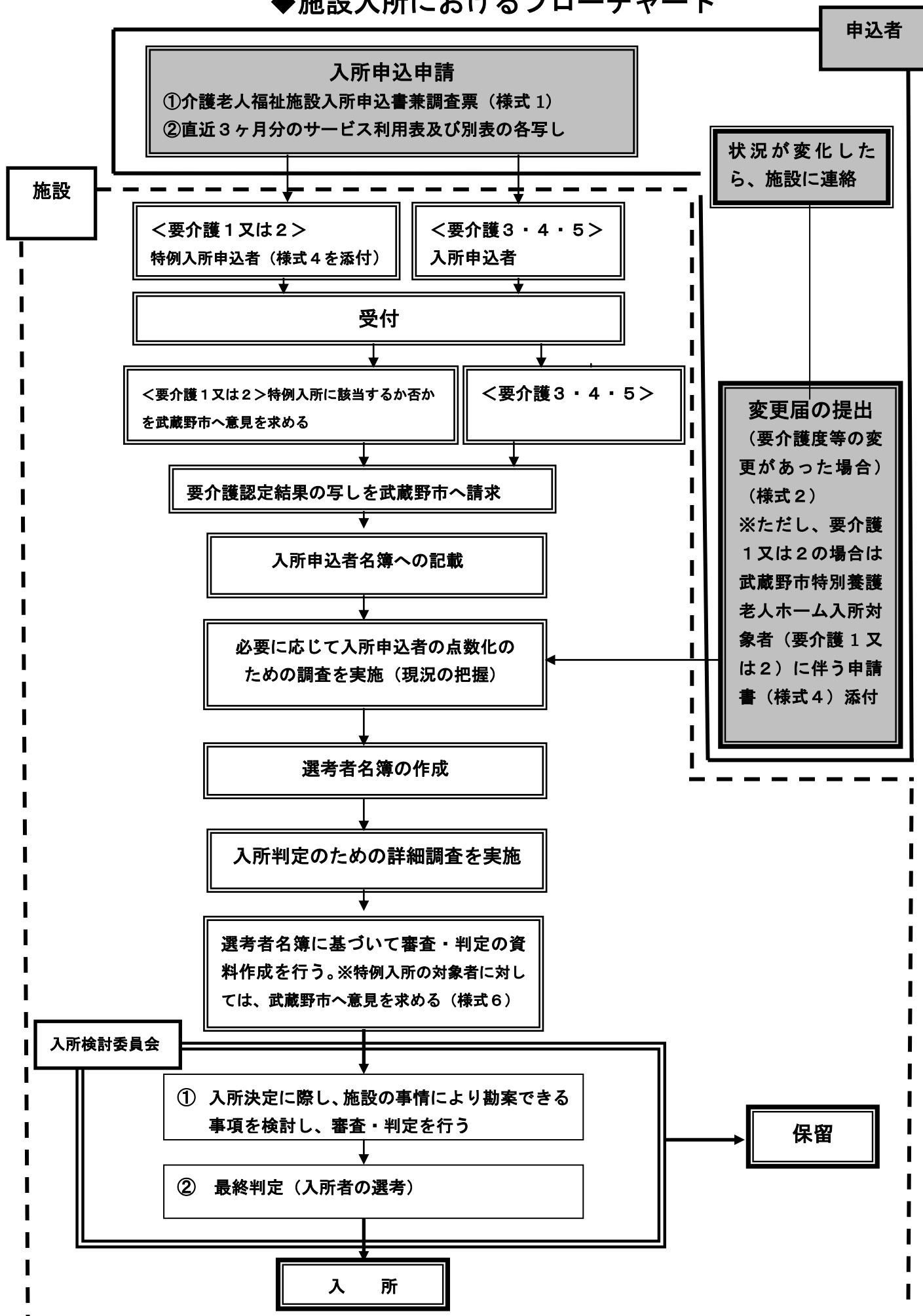
- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホームに入所している場合は、（2）で評価する。
- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームに入所（入居）中で、特定施設入居者生活介護サービス以外の居宅サービスを利用し、その利用率が8割を越える場合は、（1）で評価し25点とする。

4：緊急度など特別な事由（0～20点）

<p>各施設の入所検討委員会の判断により、緊急度や福祉的観点などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合は、その状況に応じて、20点を限度として加算する。</p> <p><特別な事由として挙げられる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性が高い事由（主たる介護者の急死・救急入院、住居が立ち退きを迫られているなど） ・「介護の困難性」項目で点数化できない事由（要介護3以上になってから、主たる介護者の介護期間が3年以上の長期にわたっている場合など） ・居住環境が劣悪（廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難など） ・介護老人保健施設または医療機関に入所・入院中だが、退所・退所後の在宅生活が困難で転院・転所先が見つからない方 ・認知症である者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上）であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であること。 ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であること。 ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であることにより、在宅生活が困難な状態であること。 ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることにより、在宅生活が困難な状態である。 ・その他特別に配慮しなければならない個別の事情 	合計で20点を限度とする
--	--------------

※項目及び加算の方法は施設側に委ねられており、この例に該当する場合でも、すべての施設が加算をするわけではない。

◆施設入所におけるフローチャート



※選考者名簿に要介護1又は2が記載された場合は市へ意見を求めることとする。